

ちょっと待って!
それ悪質商法かも

1人で悩まず、まずは、 市消費生活センター にご相談ください

市役所本館1階

問まちづくり支援課 ☎ 516777

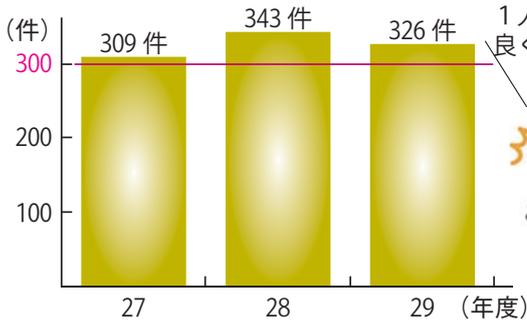
市消費生活センター ☎ 516757 (相談受付時間：午前8時30分～午後4時30分)

近年、商品やサービスの多様化、高度な情報化や高齢化の進行などに伴って、消費者トラブルが複雑・多様化しています。

それらの状況を受けて、市では、平成25年4月より「**十和田市消費生活センター**」を開設し、商品やサービスの契約に伴うトラブルや悪質商法、多重債務、製品事故などに関する相談に応じています。

専門的な知識と経験を持つ「**消費生活相談員**」が、問題解決のための助言、情報提供や必要に応じて事業者と消費者間の話し合いを調整するあっせんを無料で行っています。

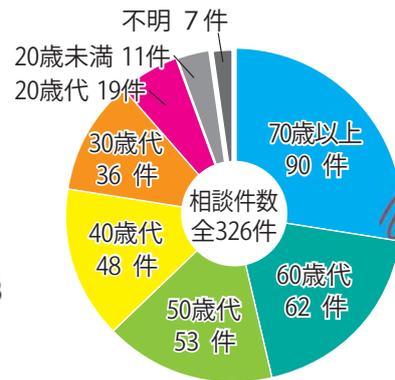
市消費生活センターに寄せられた 直近3カ年の相談件数の推移 (平成27～29年度実績)



毎年300件を超える相談が寄せられているんだね！
1人で悩むのは、良くないもんね



市消費生活センターに寄せられた相談の 年齢別相談件数 (平成29年度実績)



高齢者からの相談が多いねえ。この前、変な電話があったから、専門的な知識をもった「消費生活相談員」に相談してみようかな



私たちが消費生活相談員です



消費生活相談員の久保田智子さん(左)と奥寺英俊さん

大手事業者になりすまして消費者の携帯電話に有料動画などの未納料金を請求する内容のメールや、国の機関をかたり「利用料金の未納があり訴訟になる」という内容のはがきを送ってくるという架空請求の手口が多発しています。



他には市役所や銀行などの職員を名乗る者から「還付金の手続きのためATMへ行くように」と電話がかかってくる還付金詐欺や、健康食品や魚介類の購入を勧める事業者からの電話についての相談も多く寄せられています。勧誘電話によるトラブルを回避するため、日頃から留守番電話に設定しておくことをアドバイスしています。

業者とのトラブルに巻き込まれたとき、商品やサービスについて少しでも不安を感じたとき、「怪しいな」「おかしいな」と思ったときは、お気軽にご相談ください。

相談者から丁寧に聞き取りをする久保田相談員▶

